

佐野日本大学短期大学 日本語別科 募集要項
2018 年度版

2018

Entrance examination guidance

Sano Nihon University College

Japanese Language for Foreign Students



学校法人 佐野日本大学学園

1. 入学条件

- (1) 日本語別科修了後、原則、佐野日本大学短期大学または、日本大学への入学を希望する者。
- (2) 日本国内の4年制大学、大学院等に入学（編入学）を希望する者。

2. 修業年限、学期、定員

修業年限：1年コース	前期4月入学	定員40名	男女共学
修業年限：1年6ヵ月コース	後期10月入学（9月最終週）	定員40名	男女共学
修業年限：2年コース	前期4月入学	定員40名	男女共学

3. 在留資格

別科生は「留学」資格で滞在する。＊但し、週10時間以上の履修が必要。

4. 出願資格

- (1) 外国籍を有していて、次の①②のいずれかの条件を満たすこと。
 - ① 外国において学校教育における12年の課程（日本の学校教育の小学校6年、中学校3年、高等学校3年等）に相当する教育を修了した（または修了見込み）者。
 - ② 本学において、前項の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められ、入学時に満18歳に達していること。
- (2) 日本語能力「日本国際教育支援協会の主催する（日本語能力試験（JLPT）」等について
 - ① 2年コースはN5（JLPT）程度以上の者。
 - ② 1.5年コースはN4（JLPT）程度以上の者。
 - ③ 1年コースはN3（JLPT）以上の者。

ただし、日本語能力の高い者はこの限りでは無い。

＊JLPT以外で、NTAやEJUの結果がある者は問合せをしてください。
- (3) 志願者の日本語レベルが別科の教育レベルを超えていると判断した場合、佐野日本大学短期大学総合キャリア教育学科や日本大学各部等への直接進学（4月）を勧めることがあります。
- (4) 備考（受験をするために知っておくこと）
 - ① 日本語別科では、修了後に本学への入学または、日本大学等の4年制大学への入学（編入学）を希望することを前提とするため、上記（2）の日本語能力を最低限の出願の条件とします。
 - ② 日本語別科では学習に専念するようにしてください。
 - ③ どうしてもアルバイトをする場合、入学直後からアルバイト（週28時間未満）を行うには、日本語コミュニケーション力が必要であり、最低でも日本語能力N4程度が必要になることを理解すること。なお、アルバイト代で学費を支払うことは認めません。
 - ④ 入学目的について、日本語能力の修得による大学・短期大学への進学目的以外（就労、病気治療、出産目的等）の意図がある場合は受験することはできません。また、目的を偽って入学した場合は入学を取消します。さらに、故意に疾病等を隠匿していた場合（健康診断書の虚偽）も入学を取消します。
 - ⑤ 入学後は佐野市に居住すること。

＊学生寮はありません。佐野市内のアパート（ルームシェア）を紹介します。

5. 出願書類受付期間と試験日程 ※出願の前に、必ず「事前相談」を受けてください。

事前相談では、志望動機の確認や出願書類等の説明も行います。

(1) 2018年度 4月入学（1年コースと2年コース）

①国内の日本語学校の在住者等（留学 Visa を取得済みまたは取得できる者）

事前相談期間：2017年6月1日～2018年2月28日

出願期間：2017年6月8日～2018年3月10日

②海外在住者

1) 現地語学機関・現地日本語学校を経由する場合（現地試験有り）

事前相談期間：2017年6月1日～2018年1月7日

出願期間：2017年6月8日～2018年1月14日

2) 現地語学機関・現地日本語学校を経由しない場合（現地試験有り）

事前相談期間：2017年6月1日～2018年1月7日

出願期間：2017年6月8日～2018年1月14日

3) 海外在住者に係る、事前相談と試験の方法は、別途指示します。

(2) 10月(9月最終週)入学（1.5年コース）

①国内の日本語学校の在住者等（留学 Visa を取得済みまたは取得できる者）

事前相談期間：2018年2月1日～2018年8月31日

出願期間：2018年3月8日～2018年9月10日

②海外在住者

1) 現地語学機関・現地日本語学校を経由する場合（現地試験有り）

事前相談期間：2018年2月1日～2018年6月30日

出願期間：2018年3月1日～2018年7月10日

2) 現地語学機関・現地日本語学校を経由しない場合（現地試験有り）

事前相談期間：2018年2月1日～2018年6月30日

出願期間：2018年3月1日～2018年7月10日

(3) 各コース共通事項

① 試験日：本学設定日（適宜実施）

② 試験科目：書類選考（書類不備の場合は不合格となります）

個人面接（日本語：10～20分程度）

日本語筆記試験（日本語能力試験）

③ 試験科目に係る日本語レベルに関しては、出願資格(4)-2を参考としてください。

④ N2（JLPT）以上の「日本語能力試験」、NAT、日本留学試験（EJU）における成績優秀者には日本語筆記試験を免除します。

⑤ 合格発表日：本学設定日

⑥ 海外在住者に係る事前相談と試験の方法は、別途指示します。

(4) 事前相談や試験はすべて日本語で行います。

(5) 海外在住者の場合は、留学 Visa の取得には2ヶ月以上の時間を要する場合がありますので、日本入国のために遅くとも3ヶ月前までに事前相談、試験合格、入学手続き、在留資格申請手続きが出来るようにスケジュールを考えてください。

(6) 日本語筆記試験の免除には、N2 (JLPT) 以上の合格通知・証明書の原本、NAT の成績証明書の原本、EJU の結果通知書・成績証明書の原本を提出してください (確認後返却します)。

6. 入学検定料

20,000 円 ※支払方法は事前相談の時に説明します (入学検定料は返金しません)。

7. 学納金など (2018 年度改訂) ※合格者には、別途入学手続き書類で詳細提示します。

(1) 日本語教育に係る経費

① 入学金 200,000 円 (入学手続き時に支払うこと、返金はありません)

② 学費等 (授業料、施設費等) ※途中退学等の場合でも返金はありません。

(1) 修業年限：1 年コース 金額 770,000 円 (入学手続き時に支払う)

(2) 修業年限：1 年 6 ヶ月コース 金額 1,155,000 円 (入学手続き時に支払う)

※分納を希望する場合は、事前相談の際に申し出てください。

(3) 修業年限：2 年コース 金額 1,540,000 円 (2 回分納制)

※入学手続き時の支払額は 770,000 円。2 年次 3 月に残金 770,000 円を支払う。

(4) 学費等の他に必要となる経費 (来日時に徴収します)

1) 教科書 (テキスト) 代 (20,000 円～50,000 円程度) ※コースにより異なります。

2) インバウンド保険 (20,130 円)、学研災保険 (1,750 円)

3) 印鑑作成代 (1,000 円以内)

※金額は変更する場合があります。

(2) 大学・短大への留学試験 (日本留学試験:EJU) 等に係る特別授業と授業料について

① EJU の受験科目や大学の入試科目に関する指導では、学生個人の状況に応じて特別授業を行う場合があります。

② 特別授業の実施に際しては、上記「7-(1)-②」の学費等とは別に必要となる場合があります。

これは、学生個人の状況に合わせて指導するためです。

③ 特別授業の授業料について

半期 (半年) 385,000 円 ※テキスト代を除きます。また、金額は変更する場合があります。

④ 特別授業は希望制です。また、特別授業は一定の日本語レベルに到達した学生が受講できます。

8. その他の経費

(1) 在学中、必要となる書類 (在学証明書、成績証明書等) は実費 (自己負担) です。

(2) 通学費用、アパート家賃、光熱水費、食費、在留資格更新経費 (Visa) 等は自己負担です。

(3) 学費の他に、アパート家賃 (最低 3 ヶ月～6 ヶ月分以上)、火災保険料 (15,000 円～)、家電と什器類のレンタル代 (必要に応じて) 等の先払いが必要になります。

これらの費用は、合計で約 95,000 円～約 150,000 円です (来日直後に代理徴収します)。

なお、生活費 (食費や高熱水費等) がすぐに必要となりますので、来日の際は 300,000 円～500,000 円程度の金額 (半年以上の生活費に相当) を用意してください。

(4) アパートは原則佐野市内とします。 ※寮はありません。

(5) 一度納入した入学検定料や学費等は、理由に関係なく返還しません。

9. 奨学金

日本学生支援機構が給付する奨学金「私費外国人留学生学習奨励費」制度があります。但し、受給人数の制約や諸条件があるため、希望しても受給できるとは限りません。

※奨学金に関しては、日本学生支援機構（JASSO）のHPを参照してください。

10. 受験に必要な書類（事前相談時にも使用します）

- ①入学願書 *様式1（写真1枚添付）
- ②経費支弁書 *様式2（保護者・支弁者のサイン：自署が必須）※自署の無い場合は不合格。
- ③健康診断書 *様式3（医師のサイン必須とレントゲンの件）※サイン等無しの場合は不合格。
 ※レントゲンに関して、現地での受診が不可能な場合は事前に相談してください。
- ④受験票 *様式4（写真1枚添付）
- ⑤連絡用住所用紙 *様式5（海外在住者は不用：日本国内用です）
- ⑥日本語能力認定書 *様式6（JLPT、NAT、EJUの証明書等が望ましい）

※日本語能力試験等の合格者は、合格証や通知結果の原本（提出後返却します）を提出すること。

⑦その他

- (1) 卒業証明書又は卒業見込証明書（高等学校又は大学発行のもの等）
- (2) 成績証明書（高等学校又は大学発行のもの等）
- (3) パスポート取得者は写真及び番号のあるページのコピー
既に日本国に居住している者は、外国人住民登録カード等。
- (4) その他、本学が必要とする書類。※必要な場合は連絡します。

※(1)～(3)は、在留資格申請でも必要となります。様式7（誓約書）は入学手続きで必要です。

※以上の「①～⑦」の書類は、出願（または事前相談）で必要となります。

※卒業証書やパスポートの原本も提出していただきます（返却します）。

11. 合格後に必要となる書類（在留資格申請の代理手続き用） ※自己申請の場合もあり

- ① 申請人と経費支弁者の関係を称する資料・戸籍謄本などの（証明付きコピー等）
- ② 預金残高証明書（銀行発行）及び通帳の写し等の資金形成過程立証資料
- ③ 経費支弁書
- ④ 経費支弁者の在職証明書
- ⑤ 経費支弁者の収入証明書
- ⑥ パスポート取得者は写真及び番号のあるページのコピー 1部
- ⑦ 認証報告書（中国人留学生の場合） *公証書等
- ⑧ 在職証明書（該当者）
- ⑨ 所得証明書
- ⑩ 履歴書（書式自由：日本語または英語）
- ⑪ 在留資格申請用の顔写真（10枚） *縦4cm 横3cm（カラー）
- ⑫ その他、必要となる書類。

※以上の書類は、在留資格の代理申請に必要となります。

⑬ 次の書類は、入管申請時や大使館・領事館面接等の際に必要となる可能性がある書類です。

A：日本在住世話人が学費、生活費を負担する場合

- 1) 保証書A 出身国保証人（父母または近親者）
- 2) 保証書B 日本国在住世話人
- 3) 在日世話人を引き受けるに至った経緯書（日本語で記入）
- 4) 経費支弁者作成の経費支弁書
- 5) 本人と経費支弁者の親族関係を証する文書
- 6) 経費支弁者の課税証明書、市町村等の収入証明書または確定申告書(控)写し
- 7) 経費支弁者名義の銀行等における預金残高証明書
- 8) 経費支弁者の住民票または外国人住民登録カード
- 9) 経費支弁者の印鑑登録証明書

B：本国からの送金により学費、生活費を負担する場合（出身国保証人以外が経費支弁者の場合を含む）

- 1) 保証書A 出身国保証人 父母または近親者
- 2) 保証書C 在日世話人がいない場合の経費支弁者
- 3) 経費支弁者（送金者）作成の経費支弁書
- 4) 本人と経費支弁者の親族関係を証する文書
- 5) 本人と経費支弁者の親族関係を証する文書の公証書
- 6) 経費支弁者の在職証明書
- 7) 経費支弁者の在職証明書の公証書
- 8) 経費支弁者の所得（収入）証明書
- 9) 経費支弁者名義の円またはドルで記載された預金残高証明書
- 10) 経費支弁者名義の円またはドルで記載された預金残高証明書の公証書

※（中国の存款証明書の場合、存単証明書〔写し〕を添付する事）

※在留資格申請に係る質問は、入国管理局（及び同出張所）にしてください。

※自己申請者は、入国管理局に提出する各書類の写し（コピー）を本学へ提出する。

※現地機関・現地日本語学校を経由する者は、上記の書類に関する指示を受けてください。

⑭ 在留資格申請に係る質問は、入国管理局（及び同出張所）にしてください。

⑮ 自己申請者は、入国管理局に提出する各書類の写し（コピー）を本学へ提出する。

⑯ 本国（母国）の親や関係者が経費支弁者となる場合の各種証明書類に関しては、コピー書類では記載内容が判らない場合があるため、特に本国の親の住所や連絡先が記載されている「経費支弁者の身分証明書類」は、コピーを不可とし原本を提出していただく場合があります。

⑰ 卒業証書の他、在留資格の代理申請時には各種書類の原本（または証明付きコピー）が必要となりますので、該当書類は一旦、短期大学へ提出していただき（在留資格証明書の交付後返却）。

12. 注意事項

（1）本学日本語別科では、出願の前の事前相談（方法は別途指示）を必須の条件としています。

また、日本国内に居住している方は見学を歓迎します。

事前相談や見学の際に、出願時の手続き（書類説明）、入学後の学習指導、生活やアルバイトのこと等の説明と質問などの相談に対応することで、希望者の疑問や不安を解消します。

- (2) 日本語別科へ就労目的で受験することは出来ません。また、入学後、授業への出席率が著しく低い場合(90%未満)は、本学の定めに基づき除籍等の処分とすることがあります(授業料等は返金しません)。
- (3) 現地での事前相談と現地試験に関しては、現地機関・現地日本語学校または、本学までお問い合わせください。
- (4) 技能実習生を終了し、母国での就労が1年未満の場合は、出願を受け付けません。
- (5) 日本国内に居住し他の日本語学校に1.5年以上在学している者は、本学の日本語別科には入学することが出来ません。
- (6) 出願の時点で、既に日本に住んでいる場合(他の日本語学校に通学、特定活動、家族滞在等で日本に在住している等)には、出願前の「事前相談」の時に、前年度か現時点でのアルバイト記録と所得課税証明書(市町村役所発行の証明付きコピー原本)や給与明細書等を提出していただくと同時に、銀行通帳の原本も提出していただきます(銀行通帳の原本は確認後返却します)。
- 就労ビザ(技能実習生含む)以外の者は、1週28時間未満(長期休暇中は40時間未満を超える)アルバイトは認められません(日本の法律)。これに違反している者は試験を受けられません。
- また、入学後に違反の事実が発覚した場合、入学は取り消され、さらに入管ならびに警察等に通報いたします。当然、収めた学費等は返金しません。
- (7) 上記(6)の就労違反の他、日本の法律に違反した場合は、逮捕、拘留、強制送還等の処分がされる場合があります。また、本学の学則等に違反した場合には、退学、除籍等の措置により留学資格を喪失することになります。これらの場合では即時、母国へ帰国することになります(学費等の返金なし)。
- (8) 出願に際しての補足事項として、日本語学習歴(150時間)をクリアしていることを重視します。
- (9) 上記「4-(4)-③」で記述したとおり、アルバイトをするためには、ある程度の日本語能力が必要となります。このため、入学後、すぐにアルバイトは始められない場合があるので注意してください。
- (10) 現地語学機関・現地日本語学校へのお願い
- 出願と受験(書類審査、個人面接、日本語筆記試験)に際しては、上記「10.受験に必要な書類」の、①入学願書(様式1)、②経費支弁書(様式2)、③健康診断書(様式3)、④受験票(様式4)、⑥日本語能力認定書(様式6または、JLPT、NAT、EJUの証明書等)が必要になります。
- (11) 入学後は、本学の学則及び、その他の規程を守ること。また、授業料等の学費の他、追試験、再試験、資格・検定試験の受験料等の経費が必要に場合があります。これらの経費はすべて自己負担です。
- (12) 合格後の入学手続きに関しては、合格者(現地語学機関・現地日本語学校)へ別途文書で連絡します。入学手続きからの詳細(学費等の入金、在留資格、来日までの準備、入国等)は、そちらの文書を参照してください。
- (13) コンプライアンスに関しては、本学の規程・考え方、日本の法律・考え方により対応しますので、それを理解し納得した上で本学へ出願してください。

◎お問い合わせ先・願書等請求先・事前相談申込先

佐野日本大学短期大学 日本語別科事務室(兼)国際交流センター 担当:入試係

平日9時~17時 土曜9時~12時 〒327-0821 栃木県佐野市高萩町1297

電話 +81-50-3116-1868(直通) 0283-21-1200(代表) FAX 0283-21-2333(直通)

e-mail: inter-e@sano-c.ac.jp HP <http://sanotan.jp/>

*お問い合わせに関しては、すべて日本語での対応となります。



Sano Nihon University College

Japanese Language for Foreign Students

1297 Takahagi-cho, Sano, Tochigi 327-0821 JAPAN

TEL +81-50-3116-1868

+81-283-21-1200

FAX +81-283-21-2333

e-mail : inter-e@sano-c.ac.jp

HP <http://sanotan.jp/>

※Consultation in Japanese